

## 川上村障害者活躍推進計画

機関名	川上村
任命権者	川上村村長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
川上村役場における 障害者雇用に関する課題	川上村では障害のある職員の採用について、障害者枠を設けた募集・採用は行っていない現状である。 今後においても募集・採用に努めるとともに、障害者である職員の活躍推進のためには、職場の体制整備や各種の取組が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	法定雇用率の維持 (参考)令和2年6月1日時点の実雇用率:1.6%
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
① 障害者の活躍を推進する 体制整備	○障害者雇用推進者として、総務税務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口は、総務税務課人事係が担当する。
② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、労働局に相談しつつ、障害の程度に応じ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障害者については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、または、特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>